

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

## 更新にあたっての意見陳述書

— 放射能殺人の犠牲者にも、加害者にもならないために —

2023年（令和5年）6月30日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告 小 笠 原 茂

## 1. 広島無差別住民虐殺

1945年8月6日午前8時15分。爆発実験の成果が判定しやすいように空襲を控え、屋外に最も人々が出ている通勤時間帯を狙い、初めてのウラン型の核爆弾が投下された。諸説あるが濃縮ウランが65kg使われ、核分裂したのは950gほどといわれている。核分裂片（死の灰）と分裂しなかったウランがエアロゾルとなり飛び散り、黒い雨となり舞い戻った。直爆を免れた人々、家族の安否を捜し求める人々、瓦礫の処理や救護のために入市した人々、周辺に住んでいた人々、様々な人々が、ほこりや飲み水から放射能物質を取り込んで内部被ばく者となりました。

1946年5月アメリカ原爆傷害調査委員会（ABCC）が設立された。目的は①核戦争に備えて放射線防護政策の基礎資料収集、②核産業のための放射線防護基準の基礎資料収集とされている。1947年3月、広島市に広島ABCC（放射線影響研究所）が開設された。被ばく患者を研究材料としか見ず、治療は一切行わず調査を優先し、亡くなれば解剖し病理標本をアメリカに送り続けた。サンフランシスコ講和条約調印（1952年4月）前の占領時代とはいえ、戦場でのボディカウント（戦死者の数や殺害した戦果等、死体の数を意味する）が続いているかのようで死者への冒瀆であったと思う。

1950年1月、白血病調査が開始された。この時点で生存している人が対象で、前年末までの死亡した被ばく者のデータは含まない。その後、ICHIBANプロジェクト、広島・長崎原爆被爆者寿命調査（いわゆるLSS）などが続くが、中性子線影響の過小評価、 $\alpha$ 線・ $\beta$ 線の内部被曝無視など核産業に都合の良いような推定体系だけが公表され続けています。ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告も「合理的に達成できるだけ低く」というもので、原子力施設の稼働が優先されるもので、労働者や周辺住民の健康は蔑ろにされています。

## 2. JCO裏マニュアル殺人

1999年9月30日午前10時35分、茨城県東海村のJCO東海事業所の転換試験棟のエリアモニターのサイレンが鳴った。高い濃度のウラン硝酸溶液をバケツで沈殿槽に手作業で移送する作業で、臨界が起きたのだった。正規の手順による作業ではない。JCOは放射線計測機を持たせず、フィルムバッジの着用もさせなかった。そのような会社の指示に従い作業した結果の臨界事故、2名が亡くなった。そして放射線事故と知らされずに救護に向かった救急隊員、事態終息のために決死の覚悟で沈殿槽への冷却水を抜いた作業員、中性子照射を受けた住民など、多くの人々（科学技術庁発表で666名）が被ばくしました。

この事故は、臨界事故でしたが爆発はせず、熱線で沈殿槽が溶けるようなこともなかった。核分裂したウランは1mg程度だといわれています。写真は、新潮文庫の「朽

ちていった命 被曝治療83日間の記録」からのもので、写真の上は被ばく8日目、



写真の下は被ばく26日目です。少し赤みがあった皮膚が、真皮からのターンオーバーができないため、表皮が失われています。膨大な中性子線とγ線を浴びても、最初は目に見えるような傷は生じません。しかし、生命の根源となる新陳代謝機能や造血機能が失われれば死に至ります。10Svを超える中性子、γ線の被曝から83日目、この方は亡くなりました。同文庫の司法解剖のページには、「体の粘膜という粘膜が失われていた。腸などの消化管粘膜のみならず、気管の粘膜もなくなっていた。骨髄にあるはずの造血幹細胞もほとんど見当たらなかった。」とある。さらに「もっとも驚いたのが、筋肉の細胞だった。通常は放射線の影響をもっとも受けにくいとされている細胞である。しかし、大内氏の筋肉の細胞は繊維がほとんど失われ、細胞膜しか残っていなかった。」ともあるが、心臓の心筋だけは放射線に破壊されていなかったとも記されています。また、背中 of 皮膚は表皮が失われていなかったそうです。沈殿槽を抱えるような格好で作業していたので、放射線が、大量の水分を含む人体細胞を背中側まで貫通しなかったのでしょうか。

認可を受けた正規の手順書はあるが、それが必ずしも遵守されるとは限らないという例です。

### 3. 福島第一原発の原子力人災

2011年3月11日19時3分、当時の民主党菅直人内閣総理大臣が東京電力福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言を告示しました。この原子力緊急事態宣言は、現在も解除されていません。その宣言の中に、「内閣総理大臣たる対策本部長がその権限に基づき、年間20mSvを避難基準とするよう指示」とあります。

2013年3月に経済産業省の公表した資料『年間20ミリシーベルトの基準について』では、チェルノブイリ原発事故における避難措置等は過度に厳しいものだったと評価されています。チェルノブイリ事故時の避難基準年間予測被曝実効線量5mSvは過度に厳しかったと評価しているのです。いま、この文章はネット上では見つかりません、公文書の改ざんがされているのでしょうか。

2020年12月、ICRP（国際放射線防護委員会）は、Pub. 109「緊急時被ばく状況における人々の防護のための委員会勧告の適用」（主に緊急時被ばく状況についての記載）と、Pub. 111「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」（主に現存被ばく状況について記載）を統合及び更新し、Pub. 146「大規模原子力事故における人と環境の放射線防護」を勧告しました。この中では、事故収束後の汚染によ

### 主な更新点③-2: 時間軸に沿った参考レベルの明確化

Pub.109		Pub.111	
	緊急時被ばく状況	現存被ばく状況	現存被ばく状況
対応者及び公衆	20-100 mSv (急性または年間) のバンド (Para. 59)	1-20 mSv (年間) のバンドの下方 (Para. 116)	1-20 mSv (年間) のバンドの下方部分 過去の経験より、代表的な値は年間1mSv (Para. 50)

Pub.146 (Table 6.1)

	早期段階 (緊急時被ばく状況)	中期段階 (緊急時被ばく状況)	長期段階 (現存被ばく状況)
対応者 オンサイト	100 mSvあるいはそれ以下 例外的な状況では超過できる	100mSvあるいはそれ以下 状況に応じて進展する可能性 がある	年間20 mSvあるいはそれ以下 公衆に開放されていない制限地域 では、年間20 mSvあるいはそれ以下
対応者 オフサイト	100 mSvあるいはそれ以下 例外的な状況では超過できる	20 mSvあるいはそれ以下 状況に応じて進展する可能性 がある	全てのその他の地域において、年間 1-20 mSvのバンドの下半分
公衆	早期及び中期段階の全期間について、100 mSvあるいはそれ 以下		1-20 mSvのバンドの下半分で、バンド の下端に向かって徐々に被ばく量を 減らし、可能であればそれ以下である ことを目標とする

- 新たな区分の設定(「対応者オンサイト及びオフサイト」及び「早期段階及び中期段階」)
- 参考レベルの明確化 : バンドの上限のみを示し、状況によってはバンドよりも低くなる可能性のあることを明示  
オフサイト及びオンサイト対応者の現存被ばく状況の明確化等

ICRP勧告「大規模原子力事故における人と環境の放射線防護 (Pub.146)」の概要及び勧告に対する対応 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課 令和3年2月26日

る被ばくの参考レベルは、公衆では1～20 mSv/年のバンドの下半分で、最終的な目標は1 mSv/年とされています。20 mSvから下げて設定してはならないものではありませんから、5 mSvに設定しても構わないのです。国土の状況と原子力業界の圧力で、政治が国民の健康を軽んじている状況が続いています。

避難基準には、年齢による低減はありません。高齢者も、若い人も、就学児童も、乳幼児も、妊婦さんも避難基準は同じ  $20 \text{ mSv}$  です。避難させた人々を復興の名のもとに、少しでも除染して帰還させようとの企みで、草刈りと土の剥ぎ取り除染を行っています。最新科学技術を用いても、放射能物質だけを選別して集める除染は不可能です。除染の基準は、屋外で  $3.8 \mu\text{Sv}/\text{H}$ 、屋内では建物などにより減衰するので  $1.52 \mu\text{Sv}/\text{H}$ 、屋外で過ごすのが8時間、屋内が16時間、計算すると年間で  $19.97 \text{ mSv}$ 。建物による減衰効果は、全ての住宅に当てはまるものではなく、確実な減衰を担保できません。 $20 \text{ mSv}$  を切ればそれでよいというものでしかありません。 $20 \text{ mSv}/\text{年}$  を超えるようならば避難してもよいが、下回ったら戻りなさいということです。放射能の再放出がなければ、核種毎の物理的半減期に応じた減衰をするから、復興のために避難解除地域に戻りなさいとしているのです。

福島県飯舘村の小中学校は、一時は全て村外に仮設校舎を設けていました。ところが、避難解除が出されると村役場の近くに小中一貫教育の校舎を新築して、子供たちを通わせています。校舎敷地周辺は除染が行き届いているので放射線は低くなっていますが、周囲の野山は除染されていません。放射線は、放射能物質があるからでているのであり、生きるためには呼吸と飲食をしなければなりません。帰還住民、新校舎への通学児童は、内部被ばくを避けることはできません。

文部科学省は、「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」を配布し、中高生に「放射線は自然界にもあるから、安全、正しく怖がれ」という教育をしています。裏返せば、放射線は安全で原子力は必要なものという刷り込み教育をおこなっているのです。「私たちは今も昔も放射線がある中で暮らしており、放射線を受ける量をゼロにすることは出来ません」とも記載されていますが、ウランを地下から掘り出し、核分裂させて、食品や環境の放射能を増やしたのは人間であることには触れません。

原子力施設敷地境界における実効線量を定めた規則では、経産省の大臣告示として「年間1 m S v」としています。これは、原子力緊急事態宣言下にある現在も変わりません。日本の放射線防護は二重基準状態なのです。放射線が検知されているという事は、放射線の飛程距離内に放射能物質があるという事です。子供たちは、放射線被ばくの実験材料にされています。子供たちに、追加被ばくを強制しながら、放射線の安全教育を行う文部科学省の倫理観を疑います

#### 4. 内部被ばく

六ヶ所再処理工場では、様々な放射能が空と海に垂れ流されます。福島でも放流されるトリチウム（三重水素）は、六ヶ所では空に1900兆Bq/年、海には18000兆Bq/年が放出される想定です。トリチウムはβ崩壊します。β線を出してヘリウム3に変わります。β線の最大エネルギーは18.6 keV、平均エネルギーは5.7 keVで物理学的半減期は12.3年です。体内での飛程は0.01 mm（10 μm）ほどです。原子力推進の人たちはエネルギーが低いので心配はないとしますが、そんなことはありません。人間の体内では、水素と酸素は5.7 eVで結合して水になっています。トリチウムの平均エネルギーは5.7 keVであり、1000倍のエネルギーです。放射能の崩壊は突然起きます、予告兆候はありません。水素として分子を形成していたものが、突然ヘリウムに変わり、化学構造が変わり分子が切断されます。同時にβ線を放ち、周囲の有機たんぱく質の分子を次々と電離して切断します。

#### 5. 過ちを繰返すな—結語に代えて

広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）には、「安らかに眠ってください 過ちは繰返しませぬから」と刻まれているが、この国の為政者は何度も過ちを繰返しています。せっかく全ての原発を停止して放射能を減らす方向に舵を切れたのに、再稼働を進め、GX法案を通して、再び自国民を放射能で殺そうとしています。

原子爆弾を起源とする核分裂生成物も、原子力発電を起源とする核分裂生成物も、放射性同位体核種毎の物理的半減期は同じです。自然放射能も、人工放射能も、どちらも生物には有害なのです。

放射線被ばくとは、高線量であろうが低線量であろうが、急速にあるいは時間をかけてゆっくりと細胞に作用して老化を加速させながら、生き物の生命力を奪っていくことだと思います。私は、放射能殺人の犠牲者にも、加害者にもなりたくはない、それゆえに核燃サイクルに反対しています。裁判所は、為政者に忖度せず、国民の生命を守る判決をすべきであると考えます。